大府市訓令第12号

大府市決裁規程（昭和47年大府市規程第４号）の一部を次のように改正する。

令和８年10月29日

大府市長　岡　村　秀　人

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （用語の意義）<br>第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>（１）～（９）　略<br>（10）　課長　規則第５条第１項に規定する課長及び室長、大府市議会事務局処務規程（平成８年大府市議会規程第１号）第４条第１項に規定する課長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第１項に規定する会計管理者、大府市会計管理者の補助組織設置規則（昭和45年大府市規則第７号）第３条第１項に規定する課長、大府市監査委員事務局処務規程（昭和61年大府市監査委員規程第１号）第２条第１項に規定する事務局長、消防規則第４条第１項に規定する課長、大府市消防署の組織に関する規程（昭和52年大府市消防本部訓令第１号）第４条第１項に規定する消防署長、福祉事務所規程第４条第１項に規定する課長、大府市農業委員会規程（平成13年大府市農業委員会告示第13号）第５条第１項に規定 | （用語の意義）<br>第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。<br>（１）～（９）　略<br>（10）　課長　規則第５条第１項に規定する課長、同条第２項に規定する室長、大府市議会事務局処務規程（平成８年大府市議会規程第１号）第４条第１項に規定する課長、地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第１項に規定する会計管理者、大府市会計管理者の補助組織設置規則（昭和45年大府市規則第７号）第３条第１項に規定する課長、大府市監査委員事務局処務規程（昭和61年大府市監査委員規程第１号）第２条第１項に規定する事務局長、消防規則第４条第１項に規定する課長、大府市消防署の組織に関する規程（昭和52年大府市消防本部訓令第１号）第４条第１項に規定する消防署長、福祉事務所規程第４条第１項に規定する課長、大府市農業委員会規程（平成13年大府市農業委員会告示第13号） |

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>する事務局長、大府市選挙管理委員会規程（昭和45年大府市選挙管理委員会規程第１号）第18条第２項に規定する書記長並びに教委規則第５条第１項に規定する課長をいう。<br>(11)～(14)　　略<br>(15)　施設長　公民館の館長、歴史民俗資料館の館長、ふれ愛サポートセンター館長、健康づくり総合支援施設の館長、保育園長、こども幸齢者交流センター館長、こども交流センター館長、こどもステーション所長及び消防署共長出張所の所長をいう。</td><td>第５条第１項に規定する事務局長、大府市選挙管理委員会規程（昭和45年大府市選挙管理委員会規程第１号）第18条第２項に規定する書記長及び教委規則第５条第１項に規定する課長をいう。<br>(11)～(14)　　略<br>(15)　施設長　公民館の館長、歴史民俗資料館の館長、ふれ愛サポートセンター館長、保育園長、こども幸齢者交流センター館長、こども交流センター館長、こどもステーション所長及び消防署共長出張所の所長をいう。</td></tr>
<tr><td>別表第２（第７条、第８条関係）<br>各課個別事務関係<br><table><tr><th>主務課・室の区分</th><th>決裁区分<br>決裁事項</th><th>市長</th><th>副市長</th><th>部長</th><th>課長</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ゼロカーボン推進課</td><td>ゼロカーボン</td><td></td><td></td><td>総合的な企画及び調整に関すること。</td><td>１　一般的な企画及び調整に関すること。<br>２　環境学習</td></tr></table></td><td>別表第２（第７条、第８条関係）<br>各課個別事務関係<br><table><tr><th>主務課・室の区分</th><th>決裁区分<br>決裁事項</th><th>市長</th><th>副市長</th><th>部長</th><th>課長</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ゼロカーボン推進課</td><td>ゼロカーボン</td><td></td><td></td><td>総合的な企画及び調整に関すること。</td><td>１　一般的な企画及び調整に関すること。<br>２　自然体験</td></tr></table></td></tr>
</table>

| 改正後 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | センター二ツ池セレトナに関すること。 |
| 健康未来推進課 | 略 | | | 略 | 略 |
| | 健康都市関連施策 | | | 総合的な推進及びＰＲに関すること。 | １　一般的な推進及びＰＲに関すること。<br>２　健康づくり総合支援施設に関すること。 |

| 改正前 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 学習施設に関すること。 |
| 健康未来推進課 | 略 | | | 略 | 略 |
| | 健康都市関連施策 | | | 総合的な推進及びＰＲに関すること。 | 一般的な推進及びＰＲに関すること。 |

附　則

この訓令は、令和８年11月１日から施行する。ただし、別表第２ゼロカーボン推進課の部の改正規定は、同年11月15日から施行する。